

## 第 70 類

### ガラス及びその製品

#### 注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
  - (a) 第 32.07 項の物品（例えば、ほうろう及びうわぐすり並びにガラスフリットその他のガラスで粉状、粒状又はフレーク状のもの）
  - (b) 第 71 類の物品（例えば、身辺用模造細貨類）
  - (c) 第 85.44 項の光ファイバーケーブル、がい子（第 85.46 項参照）及び第 85.47 項の電気絶縁用物品
  - (d) 第 90 類の光ファイバー、光学的に研磨した光学用品、皮下注射器、義眼、温度計、気圧計、浮きばかりその他の物品
  - (e) 第 94.05 項のランプその他の照明器具、イルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品（光源を据え付けたものに限る。）及びこれらの部分品
  - (f) 第 95 類のがん具、遊戯用具、運動用具、クリスマスツリー用装飾品その他の物品（仕掛けを有しないガラス製の眼で第 95 類の人形その他の物品に使用するものを除く。）
  - (g) 第 96 類のボタン、魔法瓶、香水用噴霧器その他の物品
- 2 第 70.03 項から第 70.05 項までにおいては、次に定めるところによる。
  - (a) 焼きなまし前に経た工程は、加工としない。
  - (b) 板ガラスには、特定の形状に切ったものを含む。
  - (c) 「吸収層、反射層又は無反射層」とは、赤外線等を吸収し、ガラスの透明度若しくは半透明度を保持しつつ反射特性を高め、又は反射光を防止するために塗布した金属又は化合物（例えば、金属酸化物）の極めて薄い層をいう。
- 3 第 70.06 項の物品は、製品の特性を有するか有しないかを問わない。
- 4 第 70.19 項において「グラスウール」とは、次の物品をいう。
  - (a) シリカ ( $\text{SiO}_2$ ) の含有量が全重量の 60%以上の鉱物性ウール
  - (b) シリカ ( $\text{SiO}_2$ ) の含有量が全重量の 60%未満の鉱物性ウールで、アルカリ金属の酸化物 ( $\text{K}_2\text{O}$  又は  $\text{Na}_2\text{O}$ ) の含有量が全重量の 5%を超え又は三酸化二ほう素 ( $\text{B}_2\text{O}_3$ ) の含有量が全重量の 2%を超えるもの
  - (a) 及び (b) に該当しない鉱物性ウールは、第 68.06 項に属する。
- 5 この表においてガラスには、石英ガラスを含む。

#### 号注

- 1 第 7013.22 号、第 7013.33 号、第 7013.41 号及び第 7013.91 号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛 ( $\text{PbO}$ ) の含有量が全重量の 24%以上のガラスのみをいう。

#### 総 説

この類にはすべての形状のガラス及びその製品（この類の注 1 に掲げるもの及びこの表の他の項に該当するものを除く。）を含む。

ガラス（下記の石英ガラスを除く。）は、アルカリけい酸塩（けい酸ナトリウム又はけい酸カリウム）と一以上のけい酸カルシウム及びけい酸鉛（付随的にバリウム、アルミニウム、マンガン、マグネシウム等を含む場合もある。）の種々の割合から成る熔融した均質な混合物である。

ガラスは、成分によってたくさんの種類（例えば、ボヘミアンガラス、クラウンガラス、鉛クリスタルガラス、フリントガラス、ストラスペースト）がある。これら各種のタイプは、非結晶質で、かつ、完全に透明である。

この類の各項には、ガラスを構成する成分の種類に関係なく、相当する物品を含む。

ガラスの製法は種々あるが次のようなものである。

- (A) 鋳込み法（例えば、平面ガラスの製造）
- (B) ロール法（例えば、平面ガラス又は金属の線若しくは網を入れたガラスの製造）
- (C) フロート法（フロートガラスの製造）
- (D) 鋳造法（プレス法、吹上げ法又は引上げ法と併用されるかされないかを問わない。）（例えば、瓶、コップ製品、ある種の光学用ガラス、灰皿の製造）
- (E) 吹上げ法（機械式であるかないか又は型を使用するかしないかを問わない。）（例えば、瓶、アンブル、装飾品、時には板ガラスの製造）
- (F) 引上げ法又は押出法（特に、板ガラス、棒、管又はガラス繊維の製造）
- (G) プレス法（例えば、灰皿の製造。一般に型を使用し、ロール法（例えば、ロールガラスの製造）又は吹上げ法（例えば、瓶の製造）と併用されることもある。）
- (H) ブロウランプによる加工（棒、管等からアンブル、装飾品等の製造）
- (I) 各種の方法で得られるブランク、球形等から必要な製品を切り出す方法（特に石英ガラス製品は、中空でないブランク又は中空の形材から得られる。）

なお、多泡ガラスについては、70.16 項の解説参照のこと。

この類において、物品の製造方法が分類を決定する場合がある。例えば、70.03 項には、鋳込み法又はロール法により製造したもののみを分類し、70.04 項には、引上げ法又は吹上げ法により製造したもののみを分類する。

\*  
\* \*

この類の注 5 により、「ガラス」には、石英ガラスを含む。

この類には、次の物品を含む。

- (1) 乳白ガラス及びオパールガラス：ガラスの塊にほたる石、骨灰のような物質を約 5% の割合で添加して製造した半透明のガラスである。添加物質は、冷却又は再加熱の際、熔融した状態において部分的に結晶を生じさせる働きをする。
- (2) ガラスセラミックスと呼ばれる特殊材料：結晶の生成を制御することによりほとんど全部が結晶集合体に転換されたガラスである。ガラスバッチに核生成物質（二酸化チタン若しくは酸化ジルコニウムのような金属酸化物又は銅粉のような金属であることが多い。）を加えて製造される。これらの物品は、通常のガラス製造技術によって成型された後、結晶核のまわりにガラス質の結晶が析出するような温度に保たれる。ガラスセラミックスは、一般に不透明であるが透明なものもある。ガラスセラミックスは、通常のガラスに比し機械的性質、電気的性質及び耐熱性が優れている。
- (3) 膨脹係数が小さいガラス（例えば、ほうけい酸ガラス）

#### 70.01 | ガラスのくず及び塊

この項には、次の物品を含む。

- (1) ガラス製造の際に生ずるあらゆる種類のくず（熔融ポットの外側に飛び散ったものを回収したものを含む。）及びガラス製品のくず（くずは通常その特徴として鋭い切れ端を有している。）
- (2) ガラス（エナメルガラスを含む。）の塊で特定の用途を有しないもの  
エナメルガラスには、普通一般のガラスに比し熔融性が大きく、密度が大きい。通常不透明であるが、時に透明のものもあり、無色のものも有色のものもある。この項に該当するものは、塊状（ランプ状又はスラブ状）のものであり、他のガラスの着色又は不透明化、ランプ加工による装飾品等の製造、陶器のうわぐすり等に使用される。